

論文審査要旨及び担当者

報告番号 甲 乙 第 号 氏名 大和田 俊之

論文審査担当者

主査 慶應義塾大学文学部英米文学専攻教授 巽 孝之
文学研究科委員、Ph.D.

副査 東京学芸大学教育学部助教授 舌津 智之
Ph.D.

副査 ブランダイス大学文学部英米文学科教授
マイケル・ギルモア (Michael T. Gilmore) Ph.D.

論文題目 “Legitimacy and Repetition: The Subversion of Law
in the Works of Herman Melville”

大和田俊之君の本論文は、アメリカ文学を代表する 19 世紀ロマン派作家ハーマン・メルヴィルの作品を読み解くにあたり、作家がその家系においても思想においても「法」という概念に固執せざるをえなかった点に注目し、それがいかに彼の作品群を特色づける「反復」という原理と連動したかを考察するための理論的基礎を第一部において、またその文学がいかに「普遍性」を模索しながら「特殊性」を暴き出してきたかという逆説を探究するための歴史的分析を第二部において展開することにより、まったく新しいアメリカ研究の方法論を編み出そうとする緻密にして野心的な試みである。本文各章は以下のように構成されている。

Introduction

Part I

Chapter 1 The Intensity of Repetition: “Bartleby, the Scrivener” and the Subversion of Law

Chapter 2 Beyond Violence: The Aporia of Justice in *Billy Budd, Sailor*

Part II

Chapter 3 Electrifying the Republic: The Commensurability of the Subject in “The Lightning-Rod Man,” “The Apple-Tree Table” and “I and My Chimney”

Chapter 4 Labor and Person in Art: *Israel Potter* and the Conception of Copyright

Chapter 5 ‘No Trust’: The Transition of Economy in *The Confidence-Man*

Chapter 6 Deviating from Masculinity: *Clarel* and the Rhetoric of Desire

Conclusion

論文の概要

本論文は、19世紀アメリカの作家ハーマン・メルヴィル(1819-1891)の諸作品における「法」と「反復」の問題を考究したものである。ここでいう「法」は刑罰上の概念だけではなく、反復可能性を志向する「規範」や「一般性」をも指す。例えばジェンダー理論の第一人者ジュディス・バトラーは、ジェンダー構築における「法」の反復を論じ、そうした反復にずれを生じさせることによって新たなジェンダー・アイデンティティーの可能性を模索するが、本論文における「法」という用語も、多分にそうした抽象的な意味合いを含む。

メルヴィルの諸作品を「法」という概念で読み解くアプローチは、二つの点で正当化できる。まず歴史的、伝記的に顧みる限り、メルヴィルの親戚には法律家が少なくない。なかでも義父レミュエル・ショーは1830年から30年間にわたってマサチューセッツ州最高裁判所の長官を勤め、奴隷制から経済政策、労使関係から犯罪に至るまで歴史的な判決を数多く下した。処女作『タイピー』(1846)がショーに捧げられていることから明らかなように、メルヴィルが「法」の問題に極めて鋭敏な洞察力を発揮できたのは、こうした環境に因る。

つぎに、作品構造から見ても「法」の問題は避けられない。メルヴィルの諸作品が、しばしば語り手によって体現される「一般性」を志向する登場人物と、そのような状態からの逸脱を試みる(アンチ)ヒロイックな登場人物との確執によって構成されていることは、多くの研究者が分析するとおりである。例えば、『白鯨』における小説のダイナミズムは、語り手イシュメールとエイハブ船長の実存的な対立に起因しており、短篇「バートルビー」においても、主人公の常軌を逸した行動と語り手の理性の間には大きな落差がある。「一般性」を体現する登場人物が、しばしばピューリタンの価値観に基づく秩序の担い手であり、現実社会の法を体現するのに対し、逸脱者は必然的にそうした「法」に対する批判を内包する存在として描かれる。メルヴィルの作品は、「一般性」を批判することにより「普遍」へと到達しようとするヒロイックな登場人物が、逆説的に語り手の「歴史性」「特殊性」を暴き出す、という構造を孕む。

では文学史上のメルヴィルはいかにして「反復」されたのか。こうした問題意識から、序章では1920年代のメルヴィル・リヴァイヴァルが詳細に分析される。メルヴィルは19世紀中葉の同時代にはさほど読者に恵まれず、むしろ1920年代以降に突如として評価が高まった。モダニズム期の批評家によって「ロマ

ン主義作家」メルヴィルというイメージが構築されたのである。そこにはどのような歴史的／政治的な経緯が介在したのかを、大和田君は「反復」の作用に必然的に伴う「過去」の捏造のプロセスに注目しつつ明らかにしていく。

本論では、その全体は理論的考察を主とする第一部と歴史的考察を主とする第二部に分かれている。第一章では、短篇「バートルビー」(1853)における「反復」の意義をキルケゴールの『反復』(1843)からフロイトの『快感原則の彼岸』(1920)、さらにジル・ドゥルーズの『差異と反復』(1968)に至る思想的文脈の中で考察する。主人公バートルビーがとめどなく繰り返す“ I would prefer not to、” 或いは“ I am not particular ” といった言葉は、小説においては「未来への反復」(キルケゴール)を意味しており、類似や同一性を根拠とする一般性、つまり「法」に抵抗する振る舞いであることが論証される。「バートルビー」批評は、これまで精神疾患と階級分析を主題にした論文が数多く生産されてきたが、作品上の「法」と「反復」の概念を再吟味することで、本章はこれら二つの批評的主題を横断する解釈学的準拠枠を構築する。

第二章では、作家が1888年から1891年に没するまで書き続け死後出版された作品『ビリー・バッド』(1924)をジャック・デリダの著書『法の力』(1994)に100年先行するテキストとして解釈し、作品に描かれる「暴力」や「正義」を再検討することで現代的な読解の可能性を引き出す。まず、主人公ビリーに極刑を下すというヴィア艦長の決断に「法」が体现されていると見る従来の解釈を退け、作品『ビリー・バッド』自体が「法」のメカニズムを描いているのではないかという大胆な仮説を提示する。これまで自明とされてきた登場人物の配置は、ヴィア艦長を頂点として、ビリーとクラガートで構成される三角形を構成するものであったが、ここではそれに代わる新たな構図が、クラガートを中心に組織される。その過程で、『ビリー・バッド』の批評史上きわめて大きな影響力を持ち続ける、バーバラ・ジョンソンの論文「メルヴィルの拳」(1979)に対する根本的な批判が展開される。

こうした理論的枠組みをふまえ、第二部では歴史主義的なアプローチが採用される。第三章では短篇「避雷針売りの男」(1854)を中心に、同時期発表の短篇(「林檎材のテーブル」 [1856]、「煙突物語」[1856])をまじえつつ、19世紀アメリカの疑似科学的想像力を考察している。従来「避雷針売りの男」を解釈するうえで自明とされてきた「科学と宗教の対立」という主題を、同時代の認識論的パラダイムにおいて再考することで、「科学と宗教の間」の領域としての

疑似科学的想像力の意義を再確認するのである。その際、作品に現れる主体の様相を様々なレベルで解釈し、ピューリタニズムにおける「滅私 (self-annihilation)」的な位相から自我の肥大を伴うロマン主義的段階を経て、神なき時代に浮遊する通約可能(commensurable)な個人への変容を記述していく。

第四章では、長編小説『イスラエル・ポッター』(1855)が19世紀アメリカにおける国際著作権論争との関連性において解釈される。1787年に制定され1788年に発効となる合衆国憲法は、一国の最高法規として世界で初めて著作権を明記した。しかしそれは「公共の福利」を目指した立法であり、著者の人格や個性の保護が中心ではない。芸術、とりわけ文学作品における著者の権利意識が社会的に稀薄な19世紀アメリカにおいて、作家はどのような意識を持って創造行為を営んだのか。『イスラエル・ポッター』における登場人物とメルヴィルの異同を重ね合わせ、当時の英・米・仏における著作権問題が作品にどのような影響を及ぼしているかを考察することで、著作権の思想が「芸術」や「国家」という概念と密接に連動していく過程が明らかになる。この問題系は、倫理学上の「人格の統一性」の議論とも関わりあいながら、19世紀アメリカの作家が自らの作品を「所有」することの危機的状況自体を暗示するだろう。

第五章では、従来メルヴィルの作品中最も難解であるとされてきた小説『詐欺師』(1857)を19世紀アメリカの経済小説として読み直し、さらに文学研究史上の重要な対立項であるノヴェルとフィクションの問題系を再解釈している。観念小説と捉えられてきた『詐欺師』には、実はメルヴィルの自伝的な逸話が数多く挿入されている。この小説では、現実をありのままに描くリアリズムの方法論そのものが問われているのであり、同時代の経済の急激な変化を描いた結果として断片化された主体の様相が立ち現れる。19世紀アメリカにおける信用経済の発達、小説における「リアリズム」の定義すらも変えてしまった。

第六章では、叙事詩『クラレル』の分析を通して、テキストの重層性とジェンダーの問題が考察される。ここでは、メルヴィルが規範的な男性性のイデオロギーと表層的な女性性を二重に否定することで、無性化されたテキストの深層へと漸進的に接近しようとする試みが検証されていく。

結論部では、20世紀において19世紀中葉のアメリカ・ロマン派文学を再評価した文学史家F・O・マシーセンの業績を手がかりに、文学作品がいかにして時代や地域を越えうるのかを思索し、メルヴィルが21世紀を迎えた現在においてもなお反復的に言及されるゆえんが明らかにされる。

審査の要旨

大和田俊之君の博士号請求論文に関して、審査委員会は2003年11月11日（火）の夕刻、研究室棟にて2時間を超える口頭試問を行なった。審査員一同は、これがメルヴィル作品のあり方を広義の「法」という概念から解析する、きわめて独創的かつ学際的な研究であることを、改めて確認した次第である。

まず、本論中のどの章よりも長く、導入と呼ぶにはあまりにも充実した序章において、論者は、『白鯨』の受容史を中心に、20世紀前半、モダニズム時代のアメリカにおけるメルヴィル再発見のプロセスを綿密にあとづける。この時代、科学技術の進歩、精神分析の台頭、ヨーロッパとの差異化を目論むアメリカ国家の政治的要請など、さまざまな要因がからみあうことで、ひとつのロマンティックな国民作家像が浮かび上がり、メルヴィル・リヴァイヴァルが完成した。つまり、批評行為とは作品の創造的な反復であり、反復によって初めてその起源が見えてくる、という逆説が打ち出される。

第1章は、短篇「バートルビー」における主人公の反復的言動を、精神分析（反復強迫）とマルクス主義（剰余価値）の知見に照らして考察し、それが、「法」への屈服というよりも、むしろ「法」の攪乱を実践し、キルケゴールが言う「未来への反復」として前向きに機能しうることを説く。ここで援用されるのはフロイトの精神分析だが、本論文のメインテーマが「法」であるならば、ジャック・ラカンによる「父の法」の概念にあえて触れないのはなぜか。実際、注に押しやられてはいるが、「ラカン派マルクス主義」の先行研究にも言及があるので、その内実を本論中でも詳しく検証する余地はあったろう。一方、ヨブ記を補助線にメルヴィルとキルケゴールの近しさを説き、そこにジル・ドゥルーズのヨブ理解をも重ね合わせていく1章の締めくくりは、テキスト分析として地に足がついている分だけ、それまでの議論よりもスリリングである。キルケゴールといえば連想される「死に至る病」としての「絶望」は、バートルビーという作中人物の一面を正しく照射しているが、キルケゴールの『反復』にあえて注目した論者の批評眼こそ、本章の収穫であると言えよう。

第2章の「ビリー・バッド」論は、ヴィア船長の苦悩を問題化してきた従来の批評に対し、クラガートの「正義」を前景化する新しい読みを切りひらいた点で、ひとまず作品論として興味深い問題提起を行なう。しかし本章最大の独創性はむしろ、論者がジャック・デリダやバーバラ・ジョンソンなど、脱構築

批評の巨人たち自身の業績を歴史化しようとした点にある。一見、非歴史的な理論家に見えるデリダが、アメリカの建国 200 周年に際し、独立宣言をスピーチアクトの視点から分析してみせたことの意義を再吟味した文脈は、それ自体新鮮である。デリダは、署名するという行為そのものによって初めて署名者の資格が保証されるという、独立宣言の行為遂行的な性格を見据えるが、この視点に即して、大和田論文は、「ビリー・バッド」のタイトル・キャラクターの反復性が「法」の「暴力的な起源」を隠蔽するメカニズムを宿していると説く。これは、ビリーの物語に、建国の暴力を探り当てる読みであり、卓見というしかない。また、ジョンソンのもはや古典的とも言える「ビリー・バッド」論が、1979 年、ソ連のアフガン侵攻の年に発表されており、内なる差異を外部の差異へとすり替える冷戦構造を反映した批評であるという指摘も、意表を突く。

第 3 章は、論文全体の構成のなかで、インターロード的な性格が強い。つまり、短篇そのものの読み方というよりも、一短篇を軸にして反復・増殖する間テクスト的なネットワークの俯瞰にこそ、本章の醍醐味が潜む。章の冒頭、『白鯨』の一節をメルヴィルが自己パロディにしたことを強調するのに、「避雷針売りの男」における雷のキー・イメージが提示されること、そこから、夙による雷の実験で知られるベンジャミン・フランクリンが浮かび上がり、同じくフランクリンを念頭に書かれた『イズラエル・ポッター』へも話が及ぶことで、続く第 4 章への伏線が準備される。テクストの増殖はそれだけにとどまらない。フランクリンは、フランケンシュタインのモデルでもあった。さらに、いささか脱線的ながら、メルヴィルの短篇に影響を受けた澁澤龍彦が、自ら「避雷針屋」と題する作品を書いたという注は啓発的だ。こうして、次章でとりわけ問題となる環大西洋の力学のみならず、環大平洋の広がりまでもが示唆される。

第 4 章の『イズラエル・ポッター』論は紛れもなく本論文の白眉を成す。メルヴィルの長編小説として過小評価されてきたテクストを、著作権というまったく斬新な切り口によって前景化し再発見した功績は画期的である。審査員一同は、これを『イズラエル・ポッター』批評史においても最高の論考と判定した。まず 19 世紀中葉、論争となっていた著作権の根拠として、英米的な「労働」の概念と、大陸ヨーロッパ的な「人格」の概念があり、それらが、種本の書き換え小説である『イズラエル・ポッター』のうちには混在する、と論者は説く。そして、後者の概念に攪乱を加えるメルヴィルが、主体の内的一貫性を疑問視

し、不連続なアイデンティティ表象へと傾いていくプロセスを、論者は鮮やかにあぶり出す。この議論の美德は、アメリカ文学をトランスアトランティックな文脈へと解き放ったことだ。そこからは、国家と個人の不可分な緊張関係も見えてくる。ただし、メルヴィル最大の文学論「ホーソンとその苔」の語り手を、作家自身と同一視する議論には、再考の余地もあろう。この文学論自体が、匿名のヴァージニア人に偽装して出版されたメルヴィルのパフォーマンスであるのを念頭に置かならば、著作権の問題とあわせ、メルヴィルにおける筆名使用や語り手設定の問題も浮上する。語りの起源を周到にずらすメルヴィルの戦略は「ピリー・バッド」や「タウン・ホー号の物語」に即して第2章で展開された議論とも響き合う。ともあれ本章の知見は、メルヴィルの規範の全体を、著作権という視点からの包括的な再読へと導く発展性を秘めている。なお本章の原型にあたる日本語論考が2001年、厳正なレフェリー制を敷く日本アメリカ文学会の全国誌『アメリカ文学研究』38号の審査を通り活字となったことも、著者の学問的資質を十分に保証する裏付けとして銘記しておきたい。

第5章では、その冒頭、日本における『詐欺師』研究の草分けとなったメルヴィル学者・千石英世の論考が引用される。大和田論文の特徴は、この章に限らず、アメリカ人研究者の読み得ない日本語文献を積極的かつ有機的に翻訳／再利用することで、メルヴィル研究のグローバルな地平を独自に切り拓いていることだ。本章に限ってみると、『詐欺師』という作品が、信用経済の力学に貫かれたリアリズム小説であるという主張自体は、著作権問題を取り上げた前章の独創性に比すると、さほどの衝撃は持ち得ないかもしれない。が、アンドルー・ジャクソン大統領就任以降の19世紀米国銀行事情を、作者メルヴィルの伝記的な財政状態ともからめて確認しつつ、丹念に作品の外堀を埋めていく手堅い歴史的なアプローチは、高く評価されてしかるべきであろう。

第6章は、叙事詩『クラレル』を取り上げ、その重層的なテクスチュアリティが、規範を攪乱するセクシュアリティの多層性に呼応していることを説き明かす。主人公クラレルが抱く異性愛感情と同性愛感情の双方に注目することで、男根的な他者支配を志向しない、新たな男性性のモデルが析出される。『クラレル』は今日、詩という形式の必然性をめぐるジャンル論や、パレスチナ問題にも光を投じる聖地巡礼の地政学など、メルヴィル批評の最前線で現在進行形の議論が活発な“熱い”テキストである。ならば“起源”としてのユダヤ教が、いかなる“反復”の力学によってキリスト教との関係を切り結ぶのか、そして

その宗教的な振幅が主人公クラレルの他者観ないしはアイデンティティ構築をいかに規定するのか、といった問題系にも関心を抱かざるを得ない。宗教とジェンダー／セクシュアリティの共振については、今後の理論的發展を期待する。

本論文のエピローグとなる短い結論部は、序章の問題意識に今一度立ち返り、メルヴィル・リヴァイヴァルから、今度は 1980 年代のニュー・ヒストリシズムの功罪に触れ、20 世紀の批評的潮流を総括するものである。本論文は、メルヴィルの作品を 19 世紀アメリカ社会と密接に結びつけながら、更に「脱」アメリカ化する可能性を模索していく。メルヴィルの作品を同時代の社会に限定することなく、広く大西洋横断的な思想史的文脈に配置しようとする試みは、「アメリカ研究からアメリカを脱中心化する」という 90 年代後半以降の学問上の潮流とも連動しよう。ただしマシーセンの『アメリカン・ルネッサンス』を「メルヴィル・リヴァイヴァルの決定版」(160 頁)と見る記述は、本論における歴史的な用語定義をいくぶん曖昧にする。論者は、主として 20 年代を「リヴァイヴァル」の時代とみなして議論を進めているが、同書は 1941 年の出版であり、第二次大戦下の新しい政治的・文化的状況を、20 年代と一括りに議論するのは難しい。もともと「再評価」という試み自体がアナクロニズムの産物であるから、こうしたアナクロニズムと著者自身の描く反復／増幅するメルヴィル批評史の基礎理論とを精妙に連動させる戦略を練るべきであった。

最後に、本論文は第一部(1 章、2 章)が理論的、第二部(3 章～6 章)は歴史的なアプローチを標榜するものの、実のところ、第一部は十分歴史的であり、第二部も少なからず理論的である。したがって、扱う作品の選択と配列については、別の工夫もありえたであろう。とりわけ惜しまれるのは中篇小説「ベント・セレノ」に関する論及のないことだ。この作品は、歴史的な黒人奴隷の叛乱をふまえるばかりか、実在の船長による旅行記をメルヴィルが書き換えたものであり、『イスラエル・ポッター』の場合と同様、著作権の問題が大きく浮上し、裁判の宣誓供述書という、法律文書の(創造的)引用をもって物語が締めくくられているため、「法」と「反復」をめぐる大和田論文の主題を掘り下げうえでは無視できない。とはいえ、それは、書かれた議論の深みと広がりを少しも減じるものではない。大和田君のメルヴィル論が、たんに洗練された達意の英文で綴られているのみならず、すでにアメリカにおける研究水準に照らしても通用する実質を盛り込んでいることは、審査員一同認めるところであ

る。すでに詳述した批評的美徳に鑑みて、大和田俊之君の博士号請求論文は、博士(文学)の学位を授与するにふさわしい研究成果であると判断する。